

供託書
(雑)



申請年月日	平成20年1月16日			
供託所の表示	高知地方法務局			
供託者の住所氏名	780-0806 高知市知寄町2丁目4-10-404 坂本 茂雄			
	780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号 高知県			
被供託者の住所氏名				
供託金額	百十	億千	百十	円
			¥ 50000	

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成20年1月16日
高知地方法務局
供託官 森野 誠



字加入	字削除	頁
法令条項	民法第494条 平成19年度金第 1055号	
供託の原因たる事実	<p>被供託者利供託者に対し、下記日付で12月定例会(平成19年12月12日～27日)うち8日間)、少子化対策子育て支援特別委員会(12月6日)及び議会運営委員会(12月10日)の議会用務のため差付した10日間の費用弁償として下記金額が口座に振り込まれた。しかし、供託者としては不当利得であり、受け取るべきでないと主張して、被供託者に対し、1月16日提訴した。受領を拒否したため供託します。</p> <p>記</p> <p>平成20年1月16日 平成19年12月分 50,000円</p> <p>12月定例会(平成19年12月12、17、18、19、20、21、25、27日) 8日間 少子化対策子育て支援特別委員会(平成19年12月6日)1日 議会運営委員会(平成19年12月10日)1日</p>	
1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権		
2. 反対給付の内容		
備考		